団信中途適用のご案内

住宅関連の貸付け、教育貸付けを返済中の皆さまへ

募集期間 令和7年10月~11月 **寸信**に入りそびれたあなた! 年に1度の「もしも」に備える

今からでも間に合います!

住宅貸付けなどの返済は、長期間にわたります。返済中に想定されるリスクは、できる限り回避したいものです。

「だんしん」と「債務返済支援保険」は、借受人の方やご家族の返済中の安心をサポートします。

万一のために

対象貸付けの借受人のうち、すでに約8割の方 が加入されています。(令和6年度末時点)

だんしん

上は

団体信用生命保険のことで、借受人の方が、貸 付金の償還途中に万一死亡したり、所定の障害 状態となったりした場合に、貸付金残高(債務) 相当額が保険金として支払われる制度です。

債務返済支援保険

借受人の方が、返済中に病気やケガで長期 間就業障害となった場合、毎月の返済金相当 額(平均返済月額)が保険金として3年を限度 に支払われる制度です。

気になる保険料充当金は

(例)

だんしん

貸付金残高

12,000円/年

- * 返済による貸付金残高の減少に伴って、保険料充当金は毎年逓減します。
- *保険料充当金は、毎年3月時点の適用者の年齢構成、適用者の規模、 保険金の支払実績等に基づき料率の見直しを行い、加入応答月から変更 する場合があります。

債務返済

平均返済月額 1万円の場合



*保険料充当会は、毎年3月時点の適用者の年齢構成、適用者の規模、 保険金の支払実績等に基づき料率の見直しを行い、加入応答月から変更 する場合があります。

債務返済支援保険 保険料の誤表記について

本部広報誌「共済フォーラム」 2025年3月号で、令和7年4月か らの債務返済支援保険の保険 料充当金を貸付金の平均返済 月額1万円につき、月額107円 とご案内していましたが、正しく は月額92円でした。

訂正してお詫びいたします。 なお、当年度すでに保険料 充当金をお支払いいただいて いる方については、正しく計算 された金額で徴収しております ので、ご安心ください。

ログイン画面→)

募集期間中に加入を希望される場合は、「団信制度適用申込書」に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。

お申込方法等の詳細に係るお問い合わせ先:公立学校共済組合東京支部貸付担当 TEL:03-5320-6823

- ●「債務返済支援保険」は、「だんしん」と同時に申し込むことが必要です。
- ●制度内容等の詳細については、当共済組合ホームページでご覧いただけます。
- トップページ→組合員専用ページログイン→(貸付事業)団信制度のご案内→「団信制度適用申込の手引(パンフレット)」はこちら



お申込方法は